

2020年12月23日

長野県知事
阿部 守一 殿

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症の新たな受診・相談体制等に関する要望書

拝啓 貴職の新型コロナウイルス感染症対策へのご努力に敬意を表します。

さて、政府によりインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた検査体制の整備が進められ、長野県でも10月26日より診療・検査医療機関の指定、11月17日より、発熱患者等はかかりつけ医等に電話で相談したうえで受診する体制がスタートしました。

新たな受診・相談体制の中では、発熱患者等はかかりつけ医や身近な医療機関に電話で相談した上で、医療機関を受診するとされています。しかし、発熱患者等に対応できる医療機関は限られており、自院で対応できない医療機関も、対応している他の医療機関を紹介する等の役割を担うこととなります。今後、インフルエンザ流行期にはこれまで以上に多くの発熱患者が発生し、医療機関への相談件数も増加する可能性があり、通常診療と並行して対応する医療機関の負担増が懸念されます。

一方、どこに相談してよいかわからない患者は受診・相談センターより診療・検査医療機関を紹介してもらうはずですが、受診・相談センターから身近な医療機関を受診するように言われ、対応していない医療機関に問い合わせってしまう事例も生じています。他県では、受診相談センターに電話しても検査が受けられず不幸にも亡くなられた患者もいました。受診・相談センターは患者の症状等から受診すべき適切な医療機関を速やかに紹介しなくては、その役割を果たしているとは言えません。

また、新型コロナウイルス感染症は無症状者からの感染も報告されており、医療・介護従事者にとっては自施設の周辺地域での感染症の発生情報は重要です。地域での感染の発生状況、クラスター発生の有無等の情報があれば、無症状者への対応を含めより十分な感染症対策を取って診療等を行うことができ、院内感染を防ぐことにもつながります。そのためにも、県、市町村、保健所等は地域の医療機関や救急隊と連携し、必要な情報を速やかに提供する必要があります。

なお、長野県及び長野市が公表する感染症の発生情報はその精度に差異があり、特に長野市では検査の種類が公表されていません。新型コロナウイルス感染症については診断・治療方法が確立されているとは言えず、検査精度も検体や検査の種類により異なることが指摘されています。診療に携わる医療機関は、他の症例における診断・治療に係る情報も参考にしながら診療を行っている状況であり、長野市においても、少なくとも長野県と同程度の情報を公表することが必要です。

以上のことから、下記のとおり要望致します。

記

1. 保健所等が担ってきた相談・検査体制を民間医療機関に任せきりにせず、これまで保健所が担ってきた新型コロナウイルス感染症への体制を維持するとともに、十分な相談・検査が実施できるようにすること。そのためにも、感染症対策を含む公衆衛生を担うべき保健所等の人員と予算を大幅に増やし、機能を強化すること。
2. 発熱患者が医療機関を受診する際には、電話などで事前に連絡をすることの周知を図ること。併せて、どこへ連絡すべきかわからない患者のために、受診・相談センターの役割と連絡先も周知すること。また、受診・相談センターは、相談員の資質向上を図り、適切に受診すべき医療機関を案内すること。
3. 保健所等は診療、検査に協力する地域の医療機関や救急隊に対し、地域の感染症発生情報等を速やかに情報提供し連携を図ること。
4. かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において電話相談を行うこととしているが、職員による電話や窓口対応も、これまで以上の労力・対策を要する。電話での診察行為に当たらず保険請求の対象にならない医科・歯科及び介護保険施設での電話対応についても補助金を創設など補償すること。

以上